

令和 8 年

第 6 回 赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 8 年 6 月 2 4 日（水） 午後 2 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和 8 年第 6 回 赤穂市教育委員会提出議案一覧表

報告 1 7	令和 7 年度 赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について
報告 1 8	赤穂市認定地域クラブ活動団体の設置及び運営等に係るガイドラインの策定について
第 1 8 号議案	赤穂市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について
報告 1 9	専決処分の報告について
専第 3 号	赤穂市社会教育委員の委嘱について
専第 4 号	赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について
専第 5 号	赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について
専第 6 号	赤穂市部活動地域展開協議会委員の委嘱について
専第 7 号	令和 8 年度 赤穂市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
報告 2 0	赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 9 号議案	令和 8 年度 赤穂市一般会計補正予算（6 月）について
その他	(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について (2) 夏季休業中における生徒指導について (3) 「学校給食センター探検隊」のお知らせ

報告 17

令和7年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について

令和7年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月24日提出

赤穂市教育長 藤 本 浩 士

令和 7 年 度

学校給食会会計歳入歳出決算書

赤穂市立学校給食会
赤穂市立学校給食センター

令和7年度 赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算書

歳入

(単位 円)

款 項	目	算 現 額				調 定 額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	備 考
		予		節						
		当 予 算 額	補 正 予 算 額	区 分	金 額					
1給食費		224,111,000	△ 10,521,000	213,590,000		214,351,812	213,314,424	23,265	1,014,123	
	1給食費	224,107,000	△ 10,554,000	213,553,000		213,393,328	213,295,258		98,070	
					1園 児 給食費	26,980,000	26,965,516		0	第3子以降完全無償化 園児 2,293,928 児童 12,477,605 生徒 2,712,360 17,483,893 全児童等一部無償化 園児 12,514,695 児童 54,542,977 生徒 33,982,258 101,039,930
					2児 童 給食費	113,298,000	113,426,568		69,170	
				3生 徒 給食費	73,275,000	72,903,174		28,900		
2過年度 給食費	4,000	33,000	37,000		958,484	19,166	23,265	916,053		
2補助金										地産地消推進 771,628 米飯高騰分 園児 237,289 児童 1,235,368 生徒 862,571 2,335,228
	1補助金	798,000	3,550,000	4,348,000	1補助金	4,348,000	3,106,856			
3繰越金										
	1繰越金	1,000	638,000	639,000	1繰越金	639,000	639,760			
4雑収入		16,000	65,000	81,000		139,600	139,600			
	1雑収入	16,000	65,000	81,000	1雑収入	81,000	139,600			
歳 入 合 計		224,926,000	△ 6,268,000	218,658,000		218,238,028	217,200,640	23,265	1,014,123	

歳 出

(単位 円)

款 項	目	予 算				現 額			支出済額	不 用 額	備 考
		当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節						
					区 分	金 額					
1給食費		224,905,000	△ 6,268,000	218,637,000					215,111,735	3,525,265	
	1事務費	1,035,000	△ 335,000	700,000					621,998	78,002	
	2事業費	223,870,000	△ 5,933,000	217,937,000		1役務費	700,000		621,998	78,002	口座振替等手数料 621,998
						1需用費	317,000		299,555	17,445	消耗品費 299,555 印刷製本費 0
						2原材料費	217,620,000		214,190,182	3,429,818	主食費 61,850,713 牛乳費 49,736,330 副食材料費 102,603,139
	2予備費	21,000	0	21,000					0	21,000	
	1予備費	21,000	0	21,000		1予備費	21,000		0	21,000	
歳 出 合 計		224,926,000	△ 6,268,000	218,658,000					215,111,735	3,546,265	

収入合計 217,200,640 円

支出合計 215,111,735 円

差引残額 2,088,905 円(令和8年度へ繰越し)

1 学校園別喫食状況一覧表

令和7年度
(単位 日)

(1) 喫食日数

校 園 名	計 画 日 数	月 別					食 卓					数 (実 績)					年 間 合 計	計 画 との差
		4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
中 学 校	赤穂	168	10	18	18	18	9	18	21	15	15	14	17	13	168	0		
	赤穂西	168	12	18	18	18	9	17	21	15	16	14	17	13	170	2		
	赤穂東	168	11	18	18	18	8	17	21	15	16	14	16	13	167	△ 1		
	坂越	168	11	19	17	17	9	18	21	16	16	14	16	13	170	2		
	有年	168	10	19	17	17	9	18	19	15	16	14	16	13	166	△ 2		
小 学 校	赤穂	183	13	19	20	20	9	18	22	18	17	14	18	13	181	△ 2		
	城西	183	13	19	20	20	9	17	22	18	17	14	18	13	180	△ 3		
	塩屋	183	13	19	20	20	9	16	22	17	17	14	18	13	178	△ 5		
	赤穂西	183	13	19	20	20	9	18	21	18	16	14	18	13	179	△ 4		
	尾崎	183	13	19	20	20	9	17	22	18	16	14	18	13	179	△ 4		
	御崎	183	13	19	20	20	9	18	21	18	17	14	18	13	180	△ 3		
	坂越	183	13	19	20	20	9	18	21	16	17	14	18	13	178	△ 5		
	高雄	183	13	19	20	20	9	18	21	18	17	14	18	13	180	△ 3		
	有年	183	13	19	20	20	9	18	21	17	17	13	18	13	178	△ 5		
	原	183	13	19	20	20	9	17	21	18	16	14	18	13	178	△ 5		
	幼 稚 園	赤穂	170	5	20	21	21	9	18	22	18	15	14	18	10	170	0	
		城西	170	5	20	21	21	9	18	22	15	15	14	18	10	167	△ 3	
塩屋		170	5	20	21	21	9	18	21	17	15	14	18	10	168	△ 2		
赤穂西		170	5	20	21	21	9	18	20	17	15	14	17	10	166	△ 4		
尾崎		170	5	20	21	21	9	18	21	18	14	14	18	10	168	△ 2		
御崎		170	5	20	21	21	9	18	20	17	15	14	18	10	167	△ 3		
坂越		170	5	20	21	21	9	18	20	17	15	14	18	10	167	△ 3		
高雄		170	5	19	21	21	9	18	20	18	15	14	18	9	166	△ 4		
有年		170	5	20	21	21	9	18	19	16	15	13	18	10	164	△ 6		
原		170	5	20	21	21	9	17	20	18	15	14	18	10	167	△ 3		
特 支	小学部	175	13	18	20	20	9	18	22	18	15	14	16	10	173	△ 2		
	中高等部	175	13	18	20	20	9	18	22	18	15	14	16	10	173	△ 2		
	センター	184	13	20	21	21	9	18	22	18	17	14	18	14	184	0		

(2) 喫食延人員

校 園 名	月 別				喫 食				延				人 員		年 間 合 計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
中 学 校	赤 穂	3,646	5,778	6,467	3,295	6,578	7,009	5,385	5,495	5,126	5,880	3,864			58,523
	赤 穂 西	3,358	4,431	4,827	2,505	4,718	5,229	4,128	4,418	3,842	4,417	2,977			44,850
	赤 穂 東	3,524	5,344	5,642	2,547	5,424	6,176	4,784	5,102	4,364	5,103	3,196			51,206
	坂 越	1,721	2,729	2,458	1,398	2,833	3,104	2,532	2,537	2,224	2,461	1,616			25,613
	有 年	556	971	959	510	1,017	986	837	873	802	896	646			9,053
小 学 校	小 計	12,805	19,253	20,353	10,255	20,570	22,504	17,666	18,425	16,358	18,757	12,299			189,245
	赤 穂	5,281	7,453	8,148	3,657	7,344	8,764	7,334	6,921	5,675	7,298	5,260			73,135
	城 西	4,072	5,944	6,253	2,811	5,177	6,751	5,646	5,335	4,393	5,655	3,977			56,014
	塩 屋	5,249	7,657	8,060	3,633	6,232	8,714	6,847	6,832	5,631	7,247	5,233			71,335
	赤 穂 西	772	1,103	1,191	536	1,099	1,190	1,040	898	821	1,055	732			10,437
幼 稚 園	尾 崎	4,559	6,626	7,046	3,177	5,751	7,546	6,104	5,579	4,883	6,147	4,404			61,822
	御 崎	2,453	3,572	3,774	1,647	3,364	3,752	3,381	3,221	2,649	3,406	2,372			33,591
	坂 越	2,822	4,122	4,306	1,958	3,966	4,395	3,507	3,686	3,063	3,937	2,819			38,581
	高 雄	978	1,426	1,503	666	1,354	1,518	1,344	1,263	1,034	1,330	965			13,381
	有 年	607	890	936	422	832	926	784	787	617	847	604			8,252
特 支	原	720	1,044	1,100	492	933	1,061	979	890	781	1,006	702			9,708
	小 計	27,513	39,837	42,317	18,999	36,052	44,617	36,966	35,412	29,547	37,928	27,068			376,256
	赤 穂	355	2,080	2,310	951	2,015	2,288	1,976	1,680	1,581	2,034	1,130			18,400
	城 西	275	1,089	1,165	499	1,010	1,252	874	870	812	1,044	580			9,470
	塩 屋	611	2,997	3,294	1,362	2,808	3,141	2,648	2,295	2,137	2,736	1,520			25,549
小 学 校	赤 穂 西	90	360	378	175	324	378	320	270	252	306	180			3,033
	尾 崎	460	2,304	2,525	1,051	2,105	2,353	2,024	1,639	1,652	2,124	1,180			19,417
	御 崎	230	920	984	418	830	937	782	690	644	828	460			7,723
	坂 越	405	1,620	1,733	737	1,494	1,660	1,437	1,247	1,162	1,494	830			13,819
	高 雄	65	247	273	117	236	275	235	195	182	234	117			2,176
有 年	有 年	35	155	169	72	126	133	112	105	91	120	65			1,183
	原	40	160	168	73	136	160	144	120	112	144	80			1,337
	小 計	2,566	11,932	12,999	5,455	11,084	12,577	10,552	9,111	8,625	11,064	6,142			102,107
	小 学 部	871	1,106	1,312	602	1,214	1,417	1,190	1,010	952	941	680			11,295
	中 高 等 部	1,702	2,384	2,466	1,091	2,406	2,786	2,281	1,880	1,803	2,041	1,202			22,042
セ ン タ ー	小 計	2,573	3,490	3,778	1,693	3,620	4,203	3,471	2,890	2,755	2,982	1,882			33,337
	有 年	585	872	897	400	833	955	778	735	637	790	634			8,116
	合 計	46,042	75,384	80,344	36,802	72,159	84,856	69,433	66,573	57,922	71,521	48,025			709,061

2 令和7年度 実施献立一覧表

(単位 回)

献立内容	1学期	2学期	3学期	合計
(1)汁物	46	59	35	140
(2)煮物	18	17	13	48
(3)和え物	50	63	39	152
(4)麺類	8	7	5	20
(5)炒め物	7	11	7	25
(6)ゆで物	11	10	6	27
(7)焼き物	17	27	15	59
(8)揚げ物	24	25	15	64
(9)果物	4	5	2	11
(10)その他	15	9	7	31
(11)パン	13	16	10	39
(12)米飯	50	59	36	145
合 計	263	308	190	761

3 令和7年度 栄養の摂取状況

区 分	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (%)	脂 質 (%)	食塩相当量 (g)	カルシウム (mg)	マグネシウム (mg)	鉄 (mg)	亜 鉛 (mg)	ビタミンA (μgRAE)	ビタミンB1 (mg)	ビタミンB2 (mg)	ビタミンC (mg)	食物繊維 (g)
中 学 校	赤穂市平均	15.0	25.6	2.9	376	108	3.5	3.6	243	0.78	0.58	27	4.8
	文科省基準	13～20	20～30	2.5未満	450	120	4.5	3.0	300	0.50	0.60	35	7.0以上
小 学 校	赤穂市平均	15.6	27.8	2.4	357	91	2.9	3.1	213	0.61	0.51	24	3.9
	文科省基準	13～20	20～30	2未満	350	50	3.0	2.0	200	0.40	0.40	25	4.5以上
幼 稚 園	赤穂市平均	16.3	29.6	1.9	322	72	2.5	2.3	177	0.46	0.44	20	3.0
	文科省基準	13～20	20～30	1.5未満	290	30	2.0	1.0	190	0.30	0.30	15	3.0以上

※ たんぱく質と脂質の%はエネルギー比

報告 18

赤穂市認定地域クラブ活動団体の設置及び運営等に係る
ガイドラインの策定について

赤穂市認定地域クラブ活動団体の設置及び運営等に係るガイドラインを別紙のとおり策定したので報告する。

令和8年6月24日提出

赤穂市教育長 藤 本 浩 士

第 18 号議案

赤穂市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の 制定について

赤穂市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱を次のとおり制定したい。

令和 8 年 6 月 24 日提出

赤穂市教育長 藤 本 浩 士

記

赤穂市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和 7 年 12 月 22 日付け 7 ス庁第 1839 号スポーツ庁次長・文化庁次長・文部科学省初等中等教育局長通知別添 2）に基づく認定地域クラブ活動の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「認定地域クラブ活動」とは、スポーツ又は文化芸術活動を行っている地域クラブ活動のうち、赤穂市立中学校の学校部活動を継承、発展させたもので、赤穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定した活動をいう。

（認定の要件）

第 3 条 認定地域クラブ活動として認定を受けることができる地域クラブ活動は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承、発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることにより、豊かで幅広い活動の機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な運営体制及び指導の実施体制並びに安全体制が確保されていること。
- (3) 適切な活動時間及び休養日が設定されていること。
- (4) 活動の維持及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

(5) 中学校等との連携が適切に行われていること。

(認定の申請)

第4条 認定地域クラブ活動として認定を受けようとする地域クラブ活動の運営団体（以下「申請者」という。）は、赤穂市認定地域クラブ活動認定申請書兼誓約書（様式第1号）に関係書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(指導者の登録)

第5条 認定地域クラブ活動の指導者は、別に定めるところにより、教育委員会の登録を受けなければならない。

(認定等)

第6条 教育委員会は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地確認を行い、認定地域クラブ活動として認定するときは赤穂市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第2号）により、認定しないときは赤穂市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第3号）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により認定の審査を行うときは、当該申請者に対し、第4条に規定する書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

(認定の有効期限)

第7条 認定地域クラブ活動の認定の有効期限は、認定の効力が発生した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(変更の届出)

第8条 第6条第1項の規定により認定を受けた申請者（以下「認定団体」という。）は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに赤穂市認定地域クラブ活動変更届出書（様式第4号）により教育委員会に届け出なければならない。

(休止の届出)

第9条 認定団体は、認定地域クラブ活動を休止しようとするときは、あらかじめ赤穂市認定地域クラブ活動休止届出書（様式第5号）により教育委員会に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第10条 認定団体は、認定地域クラブ活動を廃止しようとするときは、あらかじめ赤穂市認定地域クラブ活動廃止届出書（様式第6号）により教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときには、認定地域クラブ活動の認定を取り消すものとする。

(1) 不正な手段等により認定を受けたとき。

(2) 第3条に規定する認定の要件を満たさなくなったと認められる

場合であって、指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。

(3) 認定団体又は認定団体の指導者が赤穂市暴力団排除条例（平成24年赤穂市条例第11号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することが判明したとき。

(4) その他教育委員会が必要と認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、赤穂市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第7号）により、当該認定団体に通知するものとする。

（認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第12条 教育委員会は、認定団体に対し、定期的に取り組状況等の報告を求め、ヒアリング、現地確認等を行うことにより、その活動状況を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

2 認定地域クラブ活動の認定に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

3 この要綱の施行の際現に部活動の地域移行に係る中学生受入団体・指導者募集要項（令和5年7月1日赤穂市教育委員会制定）の規定により教育委員会の登録を受け、活動している団体については、令和9年3月31日までの間は、第6条第1項の規定による認定を受けたものとみなす。

様式第 1 号（第 4 条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動認定申請書兼誓約書

年 月 日

赤穂市教育委員会 宛

団体名

代表者氏名

認定地域クラブ活動として認定を受けたいので、赤穂市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 4 条の規定により次のとおり申請します。

1	地域クラブ活動の名称	
2	団体の所在地又は代表者の住所	〒
3	連絡先	TEL : E-mail :
4	活動種目	
5	活動方針	
6	活動内容	
7	参加者数	全体 人（うち中学生 人）
8	募集対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人 該当するものに○をつけてください。
9	募集対象区域（エリア）	
10	活動時間	
11	活動場所	
12	参加費、保険料等の 受益者負担	参加費： 円／月 又は 年 保険料： 円／年 その他： 円／年

13	添付書類	(1) 団体の規約等 (2) 指導者名簿 (3) 地域クラブ活動の活動計画書 (4) 地域クラブ活動に係る収支計画書 (5) その他必要な書類
----	------	---

上記の申請に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行うこと。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- 3 教育委員会からの指導助言等があった場合は、真摯に対応すること。

様式第2号（第6条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動認定通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市教育委員会



年 月 日付けで申請のあった認定地域クラブ活動について、下記のとおり認定することとしましたので、赤穂市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 地域クラブ活動の名称

2 認定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 留意事項

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承、発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることにより、豊かで幅広い活動の機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な運営体制並びに指導の実施体制及び安全体制が確保されていること。
- (3) 適切な活動時間及び休養日が設定されていること。
- (4) 活動の維持及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (5) 中学校等との連携が適切に行われていること。

様式第3号（第6条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動不認定通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市教育委員会 

年 月 日付けで申請のあった認定地域クラブ活動について、下記のとおり認定しないこととしましたので、赤穂市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 不認定の理由

様式第4号（第8条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動変更届出書

年 月 日

赤穂市教育委員会 宛

団体名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け赤 第 号により認定を受けた地域クラブ活動について、申請内容に変更が生じたため、赤穂市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 地域クラブ活動の名称

2 変更事項

3 変更年月日 年 月 日

4 変更内容 (旧)
(新)

5 変更の理由

様式第5号（第9条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動休止届出書

年 月 日

赤穂市教育委員会 宛

団体名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け赤 第 号により認定を受けた地域クラブ活動について休止するため、赤穂市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第9条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 地域クラブ活動の名称

2 休止予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 休止の理由

様式第6号（第10条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動廃止届出書

年 月 日

赤穂市教育委員会 宛

団体名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け赤 第 号により認定を受けた地域クラブ活動について廃止するため、赤穂市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第10条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 地域クラブ活動の名称

2 廃止予定年月日 年 月 日

3 廃止の理由

様式第7号（第11条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市教育委員会 

年 月 日付け赤 第 号により認定した認定地域クラブ活動について、下記のとおり認定を取り消すこととしましたので、赤穂市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 認定の取消理由

専決処分の報告について

専第3号	赤穂市社会教育委員の委嘱について
専第4号	赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について
専第5号	赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について
専第6号	赤穂市部活動地域展開協議会委員の委嘱について
専第7号	令和8年度赤穂市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

令和8年6月24日提出

赤穂市教育長 藤 本 浩 士

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

報告 20

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に
関する条例の一部を改正する条例の制定について、その内容につき次
のとおり報告する。

令和8年6月24日提出

赤穂市教育長 藤 本 浩 士

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第
4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての
意見の申出に関する事件に該当するため非公開

第 19 号議案

令和 8 年度赤穂市一般会計補正予算（6 月）について

令和 8 年度赤穂市一般会計補正予算（6 月）について、その意見を求める。

令和 8 年 6 月 24 日提出

赤穂市教育長 藤 本 浩 士

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

その他

- (1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について
- (2) 夏季休業中における生徒指導について
- (3) 「学校給食センター探検隊」のお知らせ

(1) の別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 7 号の会議の公開が不適當である事件に該当するため非公開

(公 印 省 略)
赤 教 学 2 0 4 6 号
令 和 8 年 6 月 日

学 校 園 長 様

赤 穂 市 教 育 長

令和8年度 夏季休業中における生徒指導について（通達）

生徒指導の根幹は幼児児童生徒理解であり、信頼関係の構築や予防的かつ成長を促す指導に重点を置かなければなりません。日頃の学校園生活において、幼児児童生徒と関わることをとおして、人としての生き方の範を示し、多様な価値観に触れさせ、成長を促すことが肝要です。

夏季休業中の家庭生活は、自らの生き方を問い直し、1学期の学校生活を振り返るよい機会でもあります。しかし、日々の生活が不規則となり、生活習慣の乱れや問題行動を起こしやすい時期でもあります。そこで、家庭や地域での安心・安全な環境が確保されるよう積極的に働きかけるとともに、充実した生活を送ることができるよう指導することで、一層の信頼関係を構築する絶好の機会となることを願います。

家庭や地域での自律的な生活をとおして、子どもたちが2学期以降の生活に明るい希望がもてるよう、自らを振り返り、自分を高める生活設計や目標を設定させることが重要です。教師による休業後の幼児児童生徒の活動の丁寧な検証は、子どもたちの前向きな意欲を喚起する上において非常に重要であります。

については、下記事項に留意し、学校園の実情や幼児児童生徒の発達段階に応じた事故や問題行動に対する予防的な指導を充実させ、その徹底を図るよう留意願います。

記

1 夏季休業中の生活に関する指導について

(1) 規律ある生活に向けた指導

幼児児童生徒が夏季休業の意義を理解し、休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活表を活用するなど指導するとともに、幼児児童生徒の動向の把握に努める。

○一人一人の発達段階や興味・関心、適性に応じた適切な計画を立てさせ、規則正しい生活を送らせる。

○交通事故と不審者、インターネットを介した犯罪被害等の未然防止指導をするとともに、事件や事故等に遭遇したときの適切な対応について指導する。

○感染症予防のため、体調管理として十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事等について指導し、生活習慣として手洗い・うがいの励行を指導する。また、幼児児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養することを保護者に対しても周知、呼びかけを行う。

(2) 不登校や悩み・問題を抱える幼児児童生徒への指導

休業前に面談等を行い、悩みの早期発見に努めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も活用し、休業期間を利用して家庭訪問（電話連絡）を行う等、実態を踏まえ適切な指導・支援に努める。

○課題のある幼児児童生徒に対しては、定期的に家庭訪問（電話連絡）等を実施し、課題を共通理解するとともに、必要に応じて声をかけるなど学校とのつながりが深まるよう適切な指導を行う。

○家庭訪問（電話連絡）等により保護者との情報交換を図り、幼児児童生徒との心のふれあいをおして、安心して学校生活に復帰できるよう適切な対応を進める。

○家庭や幼児児童生徒への連絡書類や配布物等が確実に届くなど、学校からの疎外感を味わわせることがないよう努める。

○必要に応じて、タブレットを活用し、児童生徒の支援に努める。

(3) 地域の活動への参加の奨励

学校園から家庭・地域への情報発信をとおして適切な協力関係を構築する。また、親子の協働体験活動、異世代との交流活動、ボランティア活動等、様々な体験活動への参加について奨励し、参加の際には、市内や地域の状況を確認した上で参加の可否について判断するよう各家庭に周知すること。

○家族や地域社会とのふれあいをおして、家族や地域の一員として自覚し、自己の役割に気づき、自分を見つめ直すことで、主体的に「気づき、考え、行動する」幼児児童生徒を育てる。

(4) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動においては、体調管理に十分留意するとともに、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

○部活動の実施については、体力や能力、特性の他、健康面、体調管理に十分に留意し、適切な休憩時間や休養日を設定し、効果的で無理のない練習を行う。

○部活動等において、貴重品、衣服等の管理に留意するよう指導する。特に、更衣室の施錠等の励行に努める。

○認定地域クラブ活動団体については、長期休業期間中においても、生徒指導上の問題行動等への対応など、連携・連絡体制を整備することを通して、生徒の望ましい成長を支援する。

2 夏季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底

(1) 命を大切にする指導の徹底

自分の命、他人の命それぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、自殺の防止に向けて、幼児児童生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、全ての教職員が情報を共有し、組織として迅速かつ適切に対応する。

○虐待や暴力等、幼児児童生徒の健全な成長を阻害する行為を確認、または疑いがある場合は、生命と人権を尊重する立場で関係機関との連携を図りながら、迅速かつ適切な対応を行う。

○夏季休業中は海や川、プール等での水難事故が増加する傾向にあるため、水辺での事故防止のため、遊泳場所の確認、ライフジャケットの着用、複数人での行動、体調管理等を確実にを行う。

(2) いじめの未然防止、早期発見・早期解消

保護者や地域住民等と連携を図り、幼児児童生徒の交友関係や夏季休業中の生活状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。

○いじめの対応については、「学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル【改訂版】（県教委 R7.3）」による共通理解と意思統一を図るなど、早期発見と組織的な対応に努め、いじめを許さない学校園づくりの推進と相談活動の充実を図る。

(3) 不良行為、暴力行為等の未然防止

深夜徘徊、飲酒、喫煙、薬物乱用等の不良行為や、万引き等の窃盗、器物損壊、暴力行為等の未然防止に向けて、人としての倫理観や規範意識を育成するとともに、家庭や地域と連携し、幼児児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導に努める。

○全教職員が一致して幼児児童生徒一人一人の状況把握に努め、幼児児童生徒が抱える課題を共通理解するとともに、問題行動の前兆を把握し、早期に対応する。

○量販店や飲食店、ゲームコーナー等、他校児童生徒や異校種児童生徒との交流がある場所の巡回を強化するとともに、利用についての指導の徹底を図る。

○大麻等の薬物や、いわゆる「危険ドラッグ」（合法ドラッグ、脱法ドラッグ等）や「オーバードーズ」（市販薬の過剰摂取）の危険性と違法性について理解させ、使用及び所持しないよう指導する。

○電子たばこ（加熱式たばこ・VAPE 等）は「煙が出ないから安全」「たばこではない」といった誤解が生じないように、健康被害や依存性のリスクについて理解させる。その上で、校内外において使用及び所持しないよう指導する。

(4) ネット上のトラブルの未然防止

ネット利用が原因で、日常生活の様々な支障やトラブルが発生している現状を踏まえ、利用についてのマナーやルール、そして危険性について改めて指導する。また、SNS（LINE、Instagram、Facebook、X 等）や掲示板への誹謗・中傷の書き込みは「侮辱罪」として厳罰化されていることを理解させ、トラブルの未然防止に向けた適切な利用についてわかりやすく指導する。

○情報活用と情報モラルやマナーについて、幼児児童生徒への指導を徹底する。

○SNSに他人の写真や動画等を本人の承諾なく掲載することや、悪口等の書き込みをしないよう指導を徹底する。

○ネット上の掲示板やSNS等にある「アルバイト募集」などの書き込みにだまされ、振り込め詐欺の「受け子」や「出し子」など、自覚なく犯罪に加担するなどの被害に遭わないよう指導する。

(5) 家庭への啓発

自分の子どもがどこで何をしているか常に注意深く観察するとともに、夜間の外出やパソコン、携帯電話、SNS等の使用について管理するよう啓発する。

○外出時に、行き先と帰宅時間を確認し、夜間に不要な外出をさせない。

○幼児児童生徒の携帯電話使用状況について定期的に確認する。保護者の責任としてフィルタリング設定をするよう強く指導する。

○ネット依存に陥らないために、家庭において、スマートフォンやタブレット等の使用時間についてルールづくりや、いわゆるオフライン（ネットを利用しない）の時間や日を設けるなど、対応策について話し合う機会をもつよう指導、啓発を図る。

(6) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応できない問題行動等に適切に対応するため、こども家庭センター、警察、PTA等関係機関・団体との一層の連携に努める。

○虐待の疑いや不審者情報を得たときは、子育て支援課、警察、青少年育成センターへ速やかに通報する。

○学校の状況を適宜、地域に発信し、情報を地域と共有しながら相互の関わりを深めていくことで、信頼関係の強化に努める。

○児童生徒・家庭に「ひょうごっ子悩み相談」等の相談窓口の紹介を適宜行うこと。

(7) 犯罪等からの安全確保

警察等関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備するとともに、幼児児童生徒がさまざまな危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導する。

○犯罪行為や触法行為など問題行動に繋がる言動を具体的に示し、軽率な言動によるトラブルや喧嘩が起きないように指導する。

○被害に遭いそうになったら、逃げることや、大声で助けを呼ぶことなど、具体的な方法を指導するとともに、幼児児童生徒が犯罪被害に遭わないよう危険回避能力を高める指導をする。

○不審者を見かけたり不審な電話や訪問を受けたりしたときは、すぐに警察や学校園に連絡するよう指導する。

(8) 交通事故の防止

交通法規の遵守や道路の安全な歩行・走行はもとより、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことを指導する。

○交通ルール遵守を習慣づけることにより、交通事故防止に努めさせる。

○自転車に乗るときは、自転車安全利用5則を遵守するとともに「自転車運転者講習制度」や「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知を図る。

【自転車安全利用5則】

- ・車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ・交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ・夜間はライトを点灯
- ・飲酒は禁止
- ・ヘルメットを着用

※詳細は、警察庁、内閣府ホームページを参照

○令和6年11月1日の道路交通法改正により、

- ・スマートフォンなどを操作したり、傘を差したりしながらの「ながら運転」
- ・イヤホンを使用して安全な運転に必要な音声が聞こえない状態での運転
- ・「並進可」の道路標識がある道路以外での並進
- ・「二人乗り」

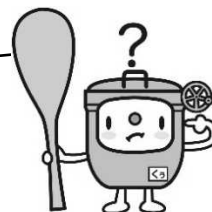
等が罰則の対象となっていることから、自転車運転時の安全指導を徹底する。

○通学路やその周辺地域の様子や危険箇所について点検し、必要に応じ関係機関へ連絡するとともに、幼児児童生徒への指導を徹底する。

学校給食ができるヒミツを探れ！

学校給食センター探検隊

参加者募集



普段、立ち入ることができない「調理場内」を見学し、どんなふうに給食ができるのかを見て、触れて、体験できる「探検ツアー」を開催します。

○期日 令和8年7月21日（火） 受付 9：15～9：40

見学 9：45～11：30

○場所 赤穂市立学校給食センター（11：45 解散予定）

募集

▼対象 赤穂市在住の小学生（3年生～6年生）

▼人数 30名程度 ・応募が多数の場合は、抽選となります。抽選の結果は7月6日（月）頃までに郵送でご案内します。

申込期間 ・方法

令和8年

6月15日（月）9：00から6月25日（木）16：00まで

・下記、問い合わせ先へ申込用紙を持参または必要事項をメール、FAXでご連絡ください（期日厳守）。

問い合わせ先

〒678-0173 赤穂市浜市317番地

TEL：0791-48-7151 FAX：0791-48-1540

E-mail：kyusyoku@city.ako.lg.jp

■注意事項

- ・給食センター内を歩くので動きやすい服装で来てください。
- ・学校給食センターへの送迎は、保護者をお願いします。
- ・駐車スペースに限りがありますのでご協力をお願いします。
- ・保護者（送迎者）の待機場所は2階見学ホールとなっています。探検隊実施中、試作室で栄養教諭による「食に関する学習」を企画していますので、ぜひご参加ください。
- 安全確保の観点から、次のことについてご理解とご協力をお願いします。
 - ・発熱や下痢等の症状がないよう体調管理をお願いします。参加者は、当日の受付時に健康チェック表へのご記入をお願いします。体調不良や発熱等がある場合は参加できません。
 - ・手洗い、手指消毒、マスクの着用等をお願いすることがありますので、衛生管理・感染防止策にご協力をお願いします。
 - ・申込書記載事項は、活動目的以外の利用、提供はしません。
 - ・活動の様子（写真など）を広報等に掲載することがありますので、ご了承ください。

【持ち物】

- ・タオル ・上履き ・エプロン
- ・水分補給のための水筒

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ キ リ ト リ ・・・・・・・・・・・・・・・・

学校給食センター探検隊 申込書

小学校名	小学校	学 年	年 生
(フリガナ) 氏 名		生年月日 年 月 日	性 別 男・女
住 所	〒 赤穂市		
連 絡 先	保護者氏名 電話番号		